

新旧対照表（令和８年度高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金交付要綱）

改正後	改正前
高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金交付要綱 第１条～第３条　（略） （補助対象経費） 第４条　補助対象経費は、補助事業及び対象講座の種類に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。 （１）自立支援教育訓練給付金事業 ア　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）及び雇用保険法施行規則（昭和５０年労働省令第３号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が地域の実情に応じて対象とする講座を受講するに当たって支払った費用（以下「一般教育訓練経費」という。） で、その総額が 20,002 円以上のもの（交付申請書提出年度以前に支払った費用を含む。） イ　雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）を受講するに当たって支払った費用（以下「特定一般教育訓練経費」という。） で、その総額が 20,002 円以上のもの（交付申請書提出年度以前に支払った費用を含む。） ウ　雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。以下「指定教育訓練」という。）を受講するに当たって支払った費用（以下「専門実践教育訓練経費」という。） で、その総額が 20,002 円以上のもの（交付申請書提出年度以前に支払った費用を含む。）	高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金交付要綱 第１条～第３条　（略） （補助対象経費） 第４条　補助対象経費は、補助事業及び対象講座の種類に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。 （１）自立支援教育訓練給付金事業 ア　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）及び雇用保険法施行規則（昭和５０年労働省令第３号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が地域の実情に応じて対象とする講座を受講するに当たって支払った費用（以下「一般教育訓練経費」という。） <u>で、その総額が 20,002 円以上のもの（交付申請書提出年度以前に支払った費用を含む。）</u> イ　雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）を受講するに当たって支払った費用（以下「特定一般教育訓練経費」という。） <u>で、その総額が 20,002 円以上のもの（交付申請書提出年度以前に支払った費用を含む。）</u> ウ　雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。以下「指定教育訓練」という。）を受講するに当たって支払った費用（以下「専門実践教育訓練経費」という。） <u>で、その総額が 20,002 円以上のもの（交付申請書提出年度以前に支払った費用を含む。）</u>

改正後	改正前
(2) (略) (補助額等) 第5条 補助額等は、次に掲げるとおりとし、予算の範囲内で補助するものとする。 (1) 自立支援教育訓練給付金事業 補助額は、前条第1号の規定による補助対象経費の種別ごとに、それぞれ次に掲げるとおりとする。ただし、受講開始日現在において、一般教育訓練給付金若しくは特定一般教育訓練給付金又は専門実践育訓練経費の支給を受けることができる場合は、当該給付金の交付額を差し引いた額（その額が12,000円を超えない場合は補助金を交付しないものとする。）とする。 ア (略) イ 専門実践教育訓練経費（ウに掲げる経費を除く。） 補助対象経費の60パーセントに相当する額。ただし、当該60パーセントに相当する額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは修学年数に40万円を乗じて得た額（当該額が160万円を超えるときは、160万円。ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合200万円を超えるときは、200万円。）とし、12,000円を超えないときは補助金を交付しないものとする。 ウ 専門実践教育訓練経費（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合も含む。）ものに限る。） 補助対象経費の85パーセントに相当する額。ただし、当該85パーセントに相当する額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは修学年数に60万円を乗じて得た額（当該額が240万円を超えるときは、240万円。ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合300万円を超えるときは、300万円。）とし、12,000円を超えないときは補助金を交付しないものとする。	(2) (略) (補助額等) 第5条 補助額等は、次に掲げるとおりとし、予算の範囲内で補助するものとする。 (1) 自立支援教育訓練給付金事業 補助額は、前条第1号の規定による補助対象経費の種別ごとに、それぞれ次に掲げるとおりとする。ただし、受講開始日現在において、一般教育訓練給付金若しくは特定一般教育訓練給付金又は専門実践育訓練経費の支給を受けることができる場合は、当該給付金の交付額を差し引いた額（その額が12,000円を超えない場合は補助金を交付しないものとする。）とする。 ア (略) イ 専門実践教育訓練経費（ウに掲げる経費を除く。） 補助対象経費の60パーセントに相当する額。ただし、当該60パーセントに相当する額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは修学年数に40万円を乗じて得た額（当該額が160万円を超えるときは、160万円）とし、12,000円を超えないときは補助金を交付しないものとする。 ウ 専門実践教育訓練経費（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合も含む。）ものに限る。） 補助対象経費の85パーセントに相当する額。ただし、当該85パーセントに相当する額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは修学年数に60万円を乗じて得た額（当該額が240万円を超えるときは、240万円）とし、12,000円を超えないときは補助金を交付しないものとする。

改正後	改正前
(2) 高等職業訓練促進給付金等事業 ア 訓練促進給付金 補助額は、補助対象者及び当該補助対象者と同一の世帯に属する者（当該補助対象者の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で、当該補助対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4 月から 7 月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法第 328 条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金又は父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）については月額 10 万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の 12 月（その期間が 12 月未満であるときは、当該期間）については、月額 14 万円。平成 24 年 3 月 31 日までに修業を開始した者は月額 141,000 円）、これ以外の者については月額 70,500 円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の 12 月（その期間が 12 月未満であるときは、当該期間）については、月額 110,500 円）とし、補助期間は、修業する期間に相当する期間（その期間が 48 月を超えるときは、48 月）を超えない期間とする。なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合（令和 7 年度以前に修業を開始し、令和 8 年 4 月 1 日時点で修業中の者を含む。）には、通算 4660 月を超えない範囲で支給するものとする。 イ （略） 第 6 条～第 14 条 （略）	(2) 高等職業訓練促進給付金等事業 ア 訓練促進給付金 補助額は、補助対象者及び当該補助対象者と同一の世帯に属する者（当該補助対象者の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で、当該補助対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4 月から 7 月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法第 328 条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金又は父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）については月額 10 万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の 12 月（その期間が 12 月未満であるときは、当該期間）については、月額 14 万円。平成 24 年 3 月 31 日までに修業を開始した者は月額 141,000 円）、これ以外の者については月額 70,500 円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の 12 月（その期間が 12 月未満であるときは、当該期間）については、月額 110,500 円）とし、補助期間は、修業する期間に相当する期間（その期間が 48 月を超えるときは、48 月）を超えない期間とする。なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算 48 月を超えない範囲で支給するものとする。 イ （略） 第 6 条～第 14 条 （略）

